昭和 43 年 8 月 16 日第三種郵便物承認・令和 8 年 11 月 1 日発行・「建設の安全」号外

令和8年度

建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

スローガン

無事故の歳末 明るい正月

- 本期間：令和８年 12 月１日 ～令和９年１月 15 日
- 主　唱：建設業労働災害防止協会
- 後　援：厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和８年度の建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるに当たり、ご挨拶申し上げます。

当協会では、年末年始の労働災害の防止を目的に、本年度も12月１日から1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱意と日々の自主的な労働災害防止活動により、その発生件数は長期的には減少傾向にあります。しかしながら、全産業死亡災害の約３割を建設業が占めており、依然として厳しい状況に変わりがありません。

例年12月は労働災害の多発する時期であり、特に年末年始は、長期の休業前の慌ただしい中での作業や休業後に生活リズムが戻らない中で作業が行われることがあるなど、労働災害の発生リスクが高まることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、今一度、自社の労働災害防止活動の取組の再確認をいただき、令和５年に策定した第９次建設業労働災害防止５か年計画の重点事項を踏まえた、リスクアセスメントの確実な実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」（コスモス）の積極的な導入･運用、重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進、安全衛生教育の推進、高年齢作業者の労働災害防止対策、メンタルヘルス対策及び化学物質による健康障害防止対策の推進などについても併せて取組を進めていただきたいと思います。

会員各位をはじめ関係者が一丸となって本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、「無事故の歳末　明るい正月」のスローガンの下、無事故・無災害の“憧れの建設業”で新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。

令和８年11月

建設業労働災害防止協会
会長　　今　井　雅　則

No.１　中島瑠菜（着物）
コードNo. 760301

Ⅰ 趣　旨

年末年始は、長期休業前の業務の繁忙に伴う焦りが生じやすく、また、休業明けには、生活リズムや作業の勘が戻っていないことから、不安全行動による労働災害の発生が懸念される。このため、年末年始における労働災害防止には、特別の配慮が必要である。当協会は、会員各位と共に年末年始の労働災害を防止することを目的に、本年度も12月１日から１月15日までの間を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」として、

「無事故の歳末　明るい正月」

のスローガンの下に展開する。経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者は緊密な連携を図り、安全衛生水準の一層の向上を目指し、安全衛生活動の強化を図るものとする。

Ⅱ 会員が実施する事項

会員は、本強調期間の趣旨･目的を踏まえ、次の事項を参考として、企業の実態に即した実施計画を作成し、積極的に安全衛生活動を実施する。また、労働災害防止対策を実効あるものとするため、リスクアセスメントの結果に基づき定めたリスク低減措置を確実に実施する。安全衛生活動の実施に当たっては、「建設業労働災害防止規程」、「第９次建設業労働災害防止５か年計画」及び「令和８年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等も活用する。

建設業労働災害防止規程

第９次建設業５か年計画

令和８年度建設業労働災害防止対策実施事項

☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

1 経営トップ等による現場点検の実施

- □ (1) 安全衛生管理体制及び安全衛生教育等の実施状況を確認
- □ (2) 労働安全衛生関係法令及び社内の安全衛生規程等の遵守状況について、安全パトロール等による現場点検を実施
- □ (3) 年末年始は、無理のない作業工程となるよう見直し、労働時間を把握、時間外労働の上限規制を遵守した勤務体制を確認

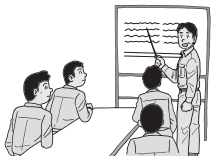

作業工程の確認

2 墜落・転落災害の防止

- □ (1) 設計段階や計画段階等において、高所作業が不要となる工法の採用など危険有害要因を根本から除去する対策、手すりの設置などの設備面の工学的対策、管理的対策、保護具による対策を順次検討するとともに、フェールセーフ及びフールプルーフ思想に基づいた安全対策を実施
- □ (2) 高所作業においては、作業床・手すり等を設置。その設置が困難な場合は、安全ネットや安全帯取付設備の設置を徹底・確認
- □ (3) 使用状況に合わせた適切な安全帯の選定・使用前点検の実施と確実な使用、併せて、二丁掛け安全帯の掛替訓練を実施
- □ (4) 法定の措置に加え、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている『安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について』に基づく措置を実施
- □ (5) 足場の組立て等においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく「手すり先行工法」、十分な安全対策を盛り込んだ「大組、大払工法」等を採用し、及び作業主任者・作業指揮者が作業手順を周知徹底し、作業状況を確認
- □ (6) 足場の点検（悪天候等後、地震後、足場の組立後・一部解体後・変更後）については、足場点検実務者研修等の修了者から点検者を指名し、確実に点検を実施した後に、点検者の氏名を含めた点検記録を保存
  足場使用者は、作業開始前に足場点検を確実に実施
- □ (7) 開口部や作業床の端には、手すり・中さん・幅木・ネット等を設置し、注意喚起の表示等「見える化」を推進
- □ (8) 足場設置場所の幅が１m以上ある場合は、原則、本足場を設置
  なお、１m 未満の場合であっても、可能な限り本足場を設置

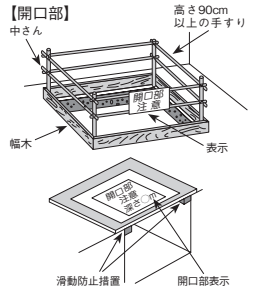

※蓋等で中が見えない場合は深さを明示するとよい。

3 建設機械・クレーン等災害の防止

- □ (1) 作業条件に応じた適切な機械の選定等のリスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業計画・作業手順書を作成し、その実施を徹底
- □ (2) 車両系建設機械・クレーン等の転倒及び転落災害防止対策を徹底
- □ (3) 運転席では、シートベルトを完全着用
- □ (4) 作業範囲内の立入禁止措置や作業指揮者・誘導者の配置等、はさまれ・巻き込まれ・激突され災害防止対策を徹底
- □ (5) 法定有資格者による車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛け・玉外し作業を徹底
- □ (6) 玉掛け作業の際には、「3・3・3運動」を実施（30cm地切り、3秒以上停止、3m荷から離れる）
- □ (7) つり荷の下への立入禁止措置を徹底

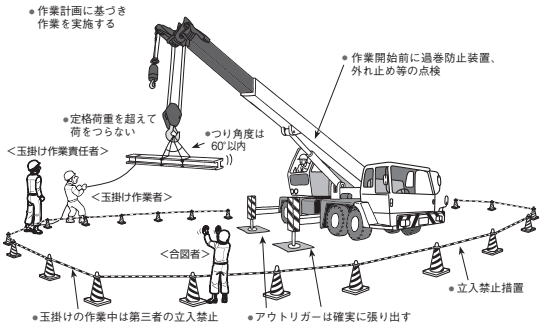

安全なクレーン作業

4 倒壊・崩壊災害の防止

- □ (1) 建築物等の解体工事は、構造物の事前調査や異常気象を踏まえて、解体工法・作業順序・倒壊防止対策等、リスク低減措置を盛り込んだ作業計画・作業手順書を作成し、その実施を徹底
- □ (2) 足場等においては、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎを十分に設ける等、倒壊防止対策を徹底
- □ (3) 上下水道等の溝掘削工事等においては「土止め先行工法」を実施
- □ (4) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を遵守、特に「切羽の立入禁止措置」、「肌落ち防止計画の作成」、「肌落ち防止計画の実施及び変更」、「切羽監視責任者の配置」を確実に実施
- □ (5) 斜面掘削作業における崩壊のおそれのある作業場所での日常及び変状時点検や点検者への教育の実施等「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」を遵守

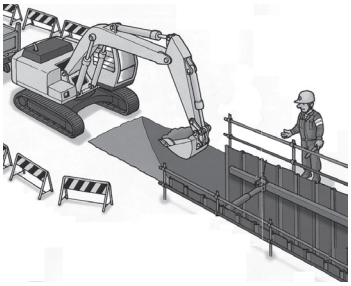
土止め先行工法

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン

土止め先行工法に関するガイドライン（要点）

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

5 交通労働災害の防止

- □ (1) 適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通ハザードマップ等を活用した最適な運行計画の作成等による運行管理を実施
- □ (2) 疲労、疾病、睡眠不足、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼を実施
- □ (3) 運転前後の運転者に対してアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認し、その結果を記録、保存
- □ (4) 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関する管理者を確実に選任し、職務の遂行を徹底
- □ (5) 運転中のカーナビや携帯電話の操作等のながら運転を厳禁
- □ (6) 運転日前日における十分な睡眠時間の確保の重要性などについての交通安全教育を実施
- □ (7) 冬用タイヤへの早めの履替え等、路面の凍結等によるスリップ事故を防止

交通情報の共有

運行管理者：運送業で選任
安全運転管理者：一定台数以上の自動車を使用する事業場で選任（警察署）

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

6 火災・爆発等災害の防止

- □ (1) 警報・消火・避難設備等の点検・整備及び現場の避難経路の周知徹底と消火・避難訓練を実施
- □ (2) 防火管理者・火元責任者の選任と事前の「火気使用届」の提出、火気使用中の消火器や監視人の適切な配置等による火気管理を徹底し、残火の確認等、作業終了後の点検を実施
- □ (3) 引火物、爆発物等の保管場所を指定し、SDS（安全データシート）を活用して危険物を表示し、可燃物付近での火気使用を厳禁
- □ (4) 発泡ウレタン系及びプラスチック系断熱材等の使用箇所を確認し、火気厳禁を表示
- □ (5) 溶接・溶断作業等における周囲の可燃物の撤去、難燃シート等による火災防止対策を徹底
- □ (6) 現場における喫煙場所、採暖のためのストーブ使用場所を指定し、消火を確認、火を使用しない工法（無火気工法や火無し工法等）を積極的に採用
- □ (7) リチウムイオン電池を用いた機器・バッテリーの充電及び保管時の発熱・発火による火災防止のため、損傷したバッテリーの使用禁止、純正品の使用、可燃物周辺での充電禁止等を徹底

消火設備の設置と点検

7 転倒災害の防止

- □ (1) 作業通路における段差や凹凸等の解消、すべり止め等を措置
- □ (2) 転倒危険個所の表示等、危険の「見える化」を実施
- □ (3) 4S活動(整理･整頓･清掃･清潔)等の徹底により作業床や通路等の安全を確保
- □ (4) 周囲が暗くなる前の早めの点灯により、作業床、通路等の照度を確保
- □ (5) 屋外通路や階段における積雪・凍結による転倒災害防止対策を実施
- □ (6) 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検を実施
- □ (7)「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置を推進

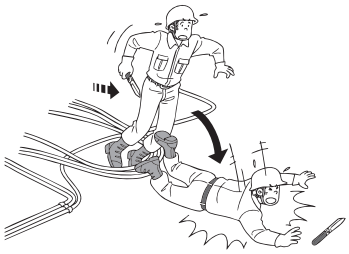

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

高年齢者の労働災害防止のための指針

8 不安全行動による災害の防止

- □ (1) 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない、妥協しない」職場風土づくりを推進
- □ (2)「危険予知活動（グループ・現地・一人)」「ヒヤリハット運動」「ひと声かけあい運動」等を積極的に実施
- □ (3)「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止に関する安全衛生教育を徹底
- □ (4) 危険体感教育（安全帯ぶら下がり、車両系建設機械等の死角の確認等）を実施

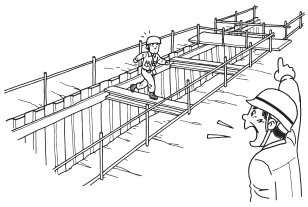

近道・省略行為の禁止

9 公衆災害の防止

- □ (1) 現場付近に誘導者等を配置し、仮囲い・防護棚等を設置し、通路面の段差を解消し、清掃等を励行
- □ (2) 道路工事等における地下埋設物の破損や架空線の切断損傷防止のための、発注者・埋設物管理者等との十分な連絡調整と安全対策を実施
- □ (3) 解体作業等における飛来落下・倒壊等防止対策を徹底
- □ (4) 悪天候時（強風、豪雨、豪雪時）の作業中止基準を取り決め、対策を徹底

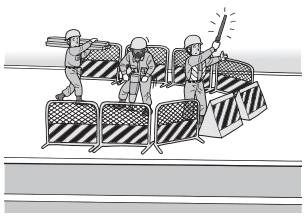

道路工事の例

10 積雪・雪崩災害の防止

- □ (1) 高所での除雪作業等では親綱を設置し、フルハーネス型安全帯を使用する等、墜落防止措置対策を実施し、複数人による作業を徹底する。事前に作業計画を作成し、気象状況によっては作業を中止
- □ (2) 雪崩等の危険がある積雪地における立入禁止措置や監視人等の配置を徹底
- □ (3) 雪崩発生時等の連絡・避難方法等について、関係者への周知徹底と避難・救護訓練を実施

雪下ろし作業は必ず２人以上で！

11 職業性疾病の防止

- □ (1) 建築物・工作物の解体又は改修の工事を行うときは、それぞれ有資格者（建築物石綿含有建材調査者・工作物石綿事前調査者）が石綿の使用の有無を事前に調査し、石綿作業主任者の指揮の下、石綿ばく露防止対策を確実に実施
- □ (2) 橋梁の塗装のかき落とし作業における鉛、クロム、PCB 等の有害物へのばく露防止対策を徹底
- □ (3) 金属等の研磨作業、金属アーク溶接作業、はつり・解体作業等に係わる粉じん障害防止対策を徹底
- □ (4)「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録と活用により、ずい道等建設労働者の健康情報を一元管理
- □ (5) 酸素欠乏症、硫化水素中毒、一酸化炭素中毒等の防止対策を徹底
- □ (6) 腰痛及び振動障害の予防対策を徹底
- □ (7)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、管理者を選任し、作業場の測定及び測定結果に基づいた騒音低減措置を実施し、記録
- □ (8) 粉じん保護具着用管理責任者を選任し、作業環境に応じた適正な保護具の選択、使用及び保守管理を徹底

石綿総合情報ポータルサイト

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

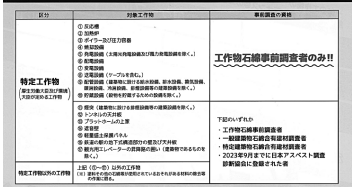

対象工作物は、必ず確認

12 化学物質に関する健康障害の防止

□ (1) ラベル、SDS (安全データシート) 等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置を徹底
□ (2) リスクアセスメント対象物を取り扱う作業での化学物質管理者の選任と、建災防が定めた「建設業における化学物質取扱作業リスク管理マニュアル」の積極的な活用、保護具着用管理責任者による適正な保護具の選択、使用状況と保守管理を徹底
□ (3) 溶接ヒューム（特定化学物質）による健康障害防止措置を徹底

建設業における化学物質取扱作業リスク管理マニュアル

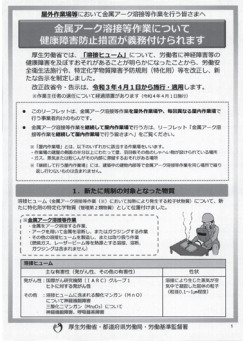

13 メンタルヘルス対策の推進

□ (1)「建災防方式健康 KY」により、心身の健康状態を把握し、安全・安心作業を実施
□ (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及びその結果に基づき事業主が講ずべき措置の適切な実施
□ (3) 50 人未満の事業場は、令和 10 年４月１日の施行を控え、小規模事業場ストレスチェック制度マニュアル（令和８年２月 25 日厚生労働省公表）に沿って、順次ストレスチェックを実施
□ (4) 建災防本部に設置されているメンタルヘルスアドバイザーを活用
毎週月曜日 13 時～ 16 時（祝日・年末年始を除く）
TEL：03-3453-0974
□ (5) 産業保健総合支援センターによるメンタルヘルス対策、ストレスチェック制度導入に関する事業場支援を活用

小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル

サポートダイヤル ナビダイヤル 0570 - 031050

運営は厚労省所管の独立行政法人労働者健康安全機構

14 健康確保対策の推進

□ (1) 過重労働による健康障害の防止対策を推進し、及び年次有給休暇（最低年５日）の取得を促進
□ (2) 長時間作業に対する医師等による面接指導等の実施を徹底
□ (3) 一般健康診断及び特殊健康診断等を確実に実施し、所轄監督署への報告を徹底
□ (4) 各種健康診断結果に基づく有所見者の健康情報を産業医等に適切に提供
□ (5) 産業医等の有所見者への保健指導及び意見を勘案した適正配置や、作業時間短縮等を実施

医師による面接指導

15 作業所閉所中の対策

□ (1) 年末年始休業中の緊急連絡体制を確認
□ (2) 仮囲い・保安柵・保安灯及び工事標識等による第三者の立入禁止措置を徹底し、それら保安施設を点検
□ (3) 警備員等による現場巡回を徹底（出入口の施錠確認等）
□ (4) 長期休業時には、仮設事務所・休憩所等のブレーカーを落とす、不要なコンセントを外す等の火災防止対策を徹底

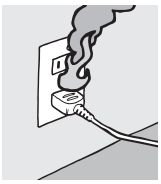
トラッキング火災防止

Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 「建設業労働災害防止規程」、「第９次建設業労働災害防止５か年計画」、「令和８年度建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
2. 「三大災害絶滅運動」の促進
3. 「建設業における化学物質取扱作業リスク管理マニュアル」の普及・定着、リスクアセスメントの確実な実施の促進
4. 安全・衛生管理士等の専門家による安全衛生活動に対する指導・支援等の推進
5. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の周知と導入の促進
6. 「建設業における化学物質管理者講習」等の各種安全衛生教育の実施
7. メンタルヘルスアドバイザーを活用したメンタルヘルス対策の推進
8. 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の促進
9. 安全衛生に関する広報資料及び最新情報等の提供
10. のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
11. そのほか、本強調期間にふさわしい安全衛生活動の実施

資料１　建設業における労働災害の発生状況

※割合（%）の合計は端数処理上100%にならない場合があります。

死亡者数の推移（昭和 33 年～令和7年・確定値）

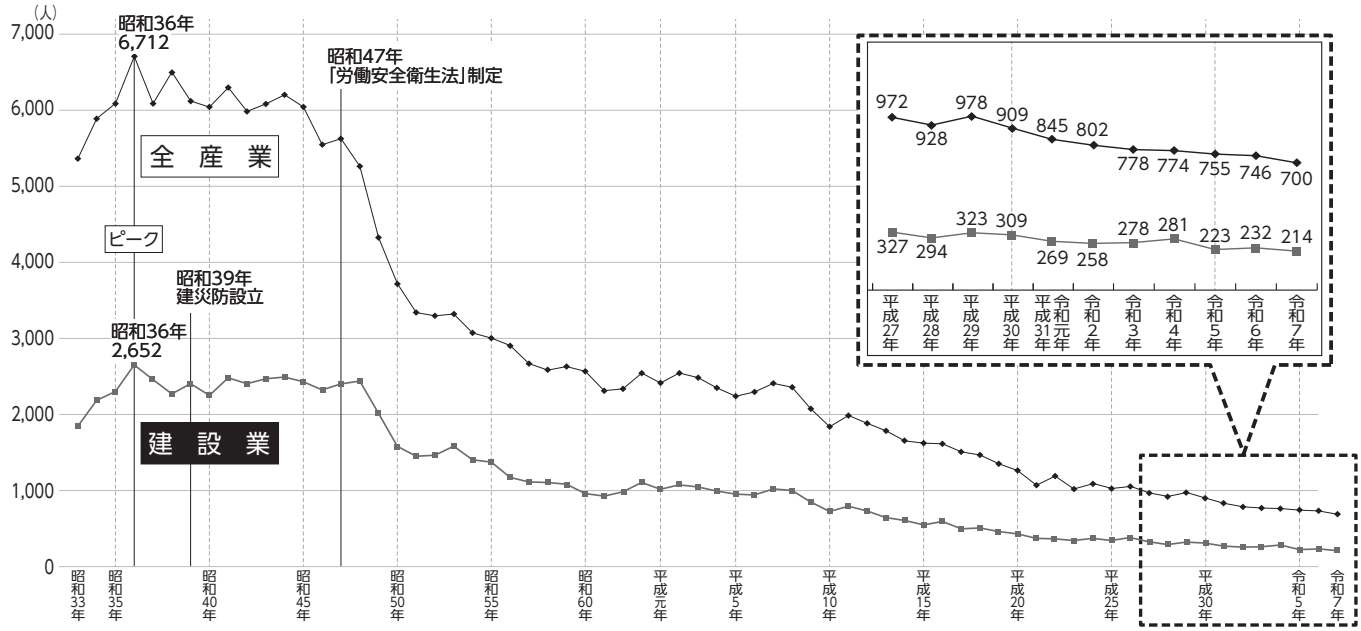

注：平成 23 年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除く。

建設業における月別死亡災害発生状況（令和6年～令和8年）

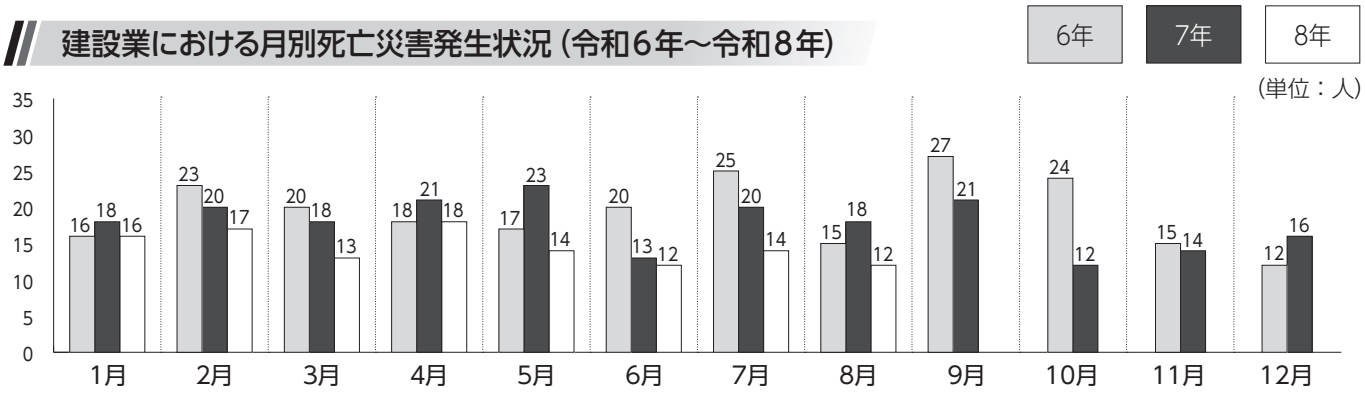

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。
※令和６年～令和７年は確定値、令和８年１月～８月は速報値。

資料２　令和８年の労働災害発生状況

1　全産業における労働災害発生状況（1 月～8月・速報値）

死亡災害発生状況

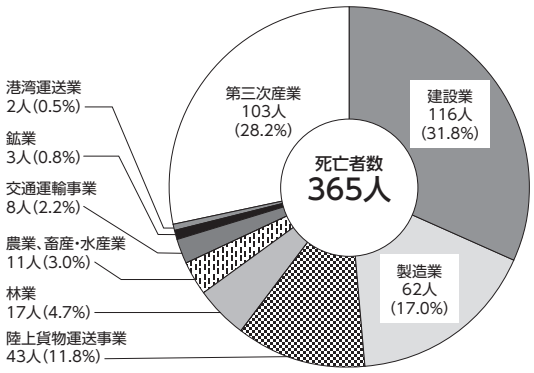

休業４日以上の死傷災害発生状況

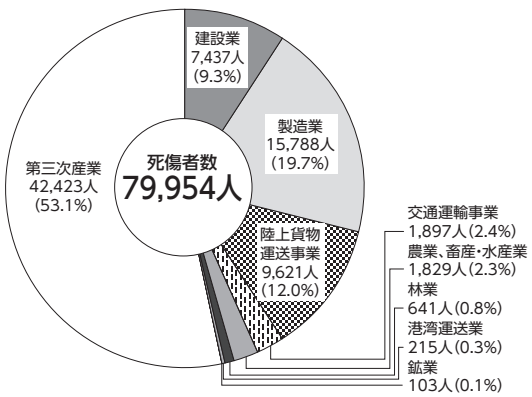

2　建設業における労働災害発生状況（1月～8月・速報値）

建設機械・クレーン等災害

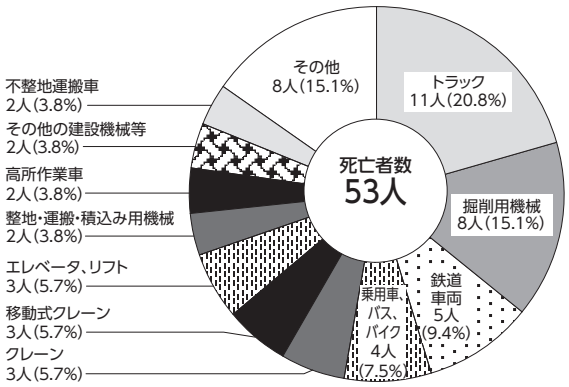

墜落・転落災害

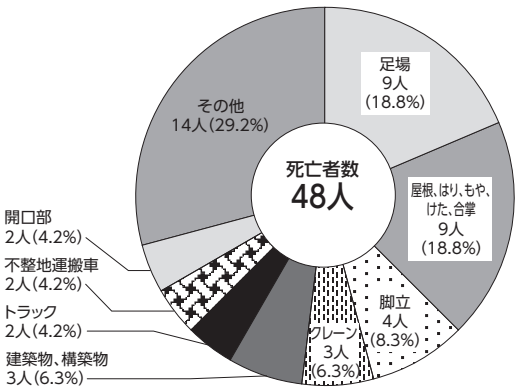

崩壊・倒壊災害

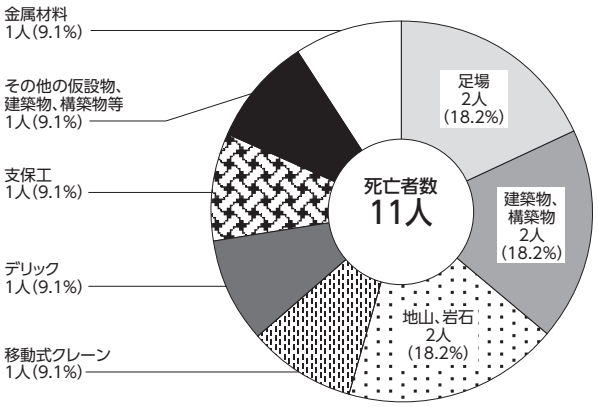

※「1　三大災害発生状況」の「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。
そのため、「建設機械・クレーン等災害」の件数には、「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数が重複計上されています。

各工事の種類別発生状況

＜土木工事＞

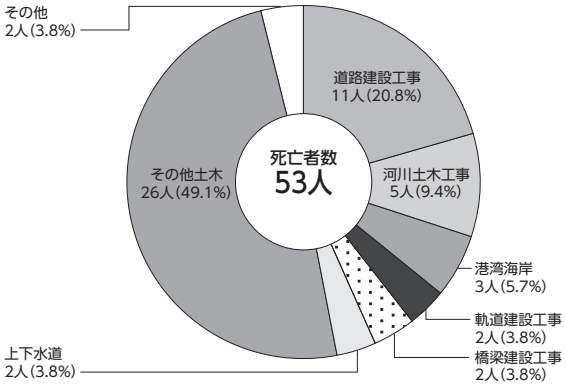

＜建築工事＞

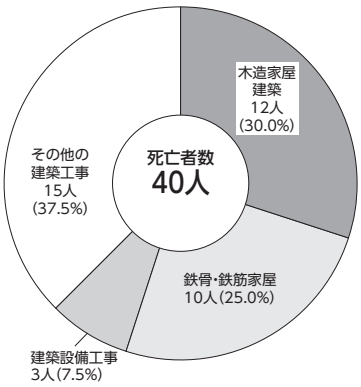

＜設備工事＞

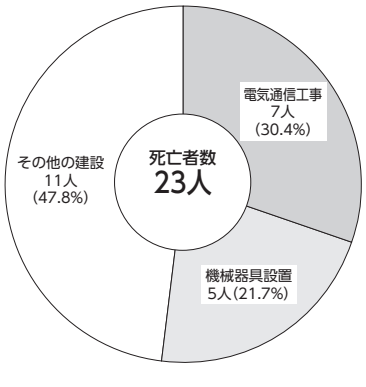

第64回全国建設業労働災害防止大会in名古屋を開催します

当協会では、建設業の全国的な安全衛生水準の向上を図るために、毎年、全国の建設業の安全衛生担当者が一堂に会する全国建設業労働災害防止大会を開催しています。

第 64 回全国大会は、愛知県の「名古屋国際会議場」におきまして令和９年 10 月 14 日(木)、15 日(金)の２日間開催します。

初日の総合集会は、労働災害防止に顕著な功労・功績のあった安全功労者の方などの表彰、安全の誓い及び講演を行います。

２日目の専門部会では、会員企業が取り組み、成果を挙げた最新の安全衛生管理活動の発表等を行います。

また、大会に合わせて２日間、安全衛生保護具等展示会が開催されます。

皆様の御参加を心からお待ちしております‼

令和８年度　建設業年末年始労働災害防止強調期間用品のご案内

ポスター

●№１ 中島瑠菜(着物)　コード№ 760301
●№２ 波と富士　コード№ 760302
B2 判(73 × 52cm)　定価　各￥275
会員価格 各￥242
印各50枚以上

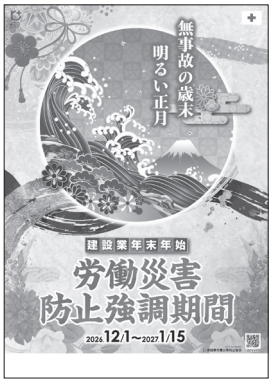

№２ 波と富士

ワッペン

コード№ 780430
定価　￥1,100
会員価格 ￥　990
10 枚１組　ビニール製
(7.5 × 6cm)
印 50 組以上

横　幕

コード№ 880420
定価　￥2,024
会員価格 ￥1,815
ポリエステル製（70 × 220cm）紐付

のぼり

（年末年始）　（スローガン）

年末年始
コード№ 880410
定価　￥2,024
会員価格 ￥1,815
ポリエステル製
(240 × 70cm)
紐付　印5枚以上

スローガン
コード№ 880411
定価　￥2,024
会員価格 ￥1,815
ポリエステル製
(240 × 70cm)
紐付　印5枚以上

年末年始ミニのぼり

(10 枚１組)　№ 880430
ポリエステル製(31 × 10cm)
※ポール台座は別売りです。
定価　￥7,832
会員価格￥7,051
※社名印刷対象外

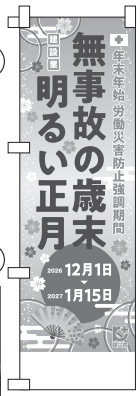

ミニのぼり用ポール台座

(10 台１組)
№ 883801
定価　￥4,037
会員価格￥3,630

タオル

コード№ 880440
定価　￥3,982
会員価格 ￥3,586
10 本１組(220 匁　34 × 85cm)
印 10 組以上

建災防
図書・用品
販売サイト

＊表示価格：消費税込み

建災防 EC サイトのご案内
建災防の図書・用品等は、EC サイトからご注文ください。
なお、建災防 EC サイトの利用にあたっては、事前に利用者登録が必要となります。
ご利用には、承認(※)が必要なため、利用者登録にお時間を要します。
余裕を持って、ご登録くださいますようお願いいたします。
https://www.shop. kensaibou. or. jp/
建災防　教材開発センター　TEL：03-3453-3391

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課（TEL 03-3453-8202）までお願いします。

広報企画委員会　委員名簿

（敬称略・社名の五十音順）

委員長	豊　澤　康　男	（一社）仮設工業会　会長	委　員	松　岡　香世子	㈱竹中工務店　生産本部　役員補佐（安全環境担当）
委　員	清　水　直　樹	㈱大林組　安全本部　建築安全管理室兼土木安全管理室　部長	〃	笠　原　康　雄	飛島建設㈱　安全環境部　担当部長
〃	矢　崎　智　彦	清水建設㈱　安全環境本部　安全部長	〃	石　沢　正　弘	（一社）日本建設躯体工事業団体連合会　副会長
〃	稲　　直　人	大成建設㈱　安全本部　安全部長	〃	青　木　　亨	前田建設工業㈱　安全環境部長